

總行行第556号
令和7年12月26日

各都道府県契約担当部長
各都道府県会計管理者
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市契約担当局長
各指定都市会計管理者

} 殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

コンビニエンスストア等への収納事務の委託に係る収納関係書類の保管方法の見直しについて(通知)

令和7年6月13日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「総務省は、地方公共団体がコンビニエンスストア等の事業者（以下「コンビニエンスストア等」という。）に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく公金収納事務を委託する場合において、収納事が適正に行われていることを確認するために行う検査等のため、その委託契約等において当該コンビニエンスストア等に紙の領収控の保管を求めるこによって、その保管に係る業務負担やコストを生じさせ、生産性向上を阻害していることを踏まえ、当該委託契約等の在り方について、①領収控の電磁的保存及び②デジタル技術を利用して公金収納事務に関する検査の適正性を従来同様に確保する手法の検討を行い、その結果が盛り込まれた標準的なコンビニエンスストア等との委託契約書（以下「標準委託契約書」という。）が地方公共団体において利用されるよう、所要の措置を講ずることとされたところです。これは、内閣府規制改革推進会議において、コンビニエンスストア等における納付書や領収済通知書等の収納関係書類の保管・輸送に関して、多額のコストを要しており、生産性向上等の観点から、これまでの紙媒体による保管を改め、電子媒体による保管を標準とすべきとの指摘があったことを踏まえたものです。

同閣議決定を踏まえ、総務省においては、本年6月に、全地方公共団体に対し、収納関係書類の保管方法の変更に関する懸念事項等について意見照会を行うとともに、コンビニエンスストア等との意見交換を重ねてきたところですが、当該地方公共団体への意見照会の結果及び事業者との意見交換を踏まえ、収納関係書類の保管方法の変更に係る留意事項を下記及び別添のとおりお示ししますので、各地方公共団体においては、運用の変更に当たり、契約変更等の必要な対応についてご検討いただきますようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願いま

す。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 現在、多くの地方公共団体において、公金納付に係る住民の利便性の向上や収納率の向上による公金確保の観点から、地方自治法第243条の2等に基づき、公金収納事務を指定公金事務取扱者であるコンビニエンスストア等に委託している。この場合において、各地方公共団体とコンビニエンスストア等との間の契約により、収納関係書類を「紙」で保管することとしている場合があるが、収納関係書類の保管方法については、地方自治法上特段の規定はないことから、紙ではなく、収納情報の電磁的記録によることも可能であること。
2. 収納情報の電磁的記録を保存することとすることは、コンビニエンスストア等における当該収納関係書類の保管・輸送コストが削減されるのみならず、地方自治法第243条の2第8項に基づく公金事務の状況に係る会計管理者の検査等をオンラインで行うことが可能となり、地方公共団体及びコンビニエンスストア等双方の事務の効率化が見込まれるものであり、積極的に検討いただきたいこと。
3. コンビニエンスストア等は、複数の地方公共団体から公金収納事務を委託されていることを踏まえると、収納関係書類の保管方法の変更に当たっては、コンビニエンスストア等における事務処理の誤りの防止や生産性の向上、住民にとっての分かりやすさ等の観点から、全ての地方公共団体において特定の日から一斉に運用を変更することが望ましいと考えられる。運用変更時期については、令和9年度からとすることを念頭に、現在、コンビニエンスストア等と調整を行っているところであり、別途通知する予定であること。
4. 収納情報の電磁的記録を保存することとした場合におけるコンビニエンスストア等との標準的な委託契約書については、現在、コンビニエンスストアチェーン各社が協力して検討及び収納代行事業者等との調整を進めているところであり、別途通知する予定であること。また、現行契約が複数年度にまたがる場合等に、新たに契約し直すことなく、委託元である地方公共団体からの意思表示（書面）により契約内容を読み替える方法についても、併せて案内する予定であること。